

○農林水産省告示第五百八十三号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の四の項の規定に基づき、昭和六十三年六月十七日農林水産省告示第八百二十八号（植物防疫法施行規則別表一の四の項のアメリカ合衆国から発送されるサマーグランド種、スプリングレッド種、ファイアブライト種、ファンタジア種、メイグランド種及びレッドダイヤモンド種のネクタリンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、平成五年六月一日から施行する。

平成五年五月二十八日

農林水産大臣 田名部匡省

一 中「メイグランド種」の下に「、メイグロ種、メイダイヤモンド種、メイファイア種」を加える。